



公正な判決を求めます

# 三権分立における司法の責任を果たし、 老朽原発の危険から住民を守ってください



名古屋地方裁判所民事第9部

劔持亮裁判長 佐久間隆裁判官 小野啓介裁判官

原子力規制委員会は、福島原発事故後、原発の運転期間を原則40年と定めたルールを蔑ろにし、関西電力が申請した福井県の高浜原発1,2号機と美浜原発3号機の20年運転延長を「もれなく」認めてしまいました。当訴訟は、これらの審査が、福島原発事故の反省を踏まえておらず、住民の生命、身体、環境を守る万全のものではないことから、2016年に名古屋地裁に運転期間延長認可等の取り消しを求めて提訴したものです。

老朽原発では、設備、機器の劣化が進み、トラブルが頻発します。交換不能な原子炉(圧力)容器は長年中中性子を浴びてもろくなり、破損に至る過酷事故の可能性があります。

当訴訟では、この原子炉容器のもろさを調べる試験について、規制委が関西電力から原データを受け取らず、申請書の評価を鵜呑みにしていたことがわかりました。さらに、証人尋問により、原子炉容器のもろさの評価が大幅な過小評価であることがより明確になりました。特に、今年で運転開始50年となる高浜原発1号機は、現時点でも原子炉容器の破損の恐れがある危険な状態です。

このほか当訴訟では、▶火山噴火の影響の大幅な過小評価と対策の不備、▶使用済み燃料プールが数年で満杯となるにも関わらず、審査もなく20年延長を認めた無責任さ、▶美浜原発3号機では、活断層が敷地に極めて近い場合に「さらに十分な余裕」を考慮するルールの適用について審査すらしていないこと、などを主張・立証してきました。

これら規制委のずさんな審査は、悲惨な原発事故を経験した私たちが原子力規制に求める姿には程遠く、到底受け入れられるものではありません。原発事故がいったん起これば、取り返しのつかない被害を生じさせ、その影響は時間とともに拡大し、人々の希望さえ奪います。このような事故を二度と起こしてはならないことは、私たちが生き方をも問われる中で決意したことです。これは司法においても同様で、事故後、それまでの原発訴訟で住民側の訴えを退けてきた裁判官たちが、行政の判断を追認してきたことを反省する言葉を語っています。

原発の20年後の状態や、自然災害の規模や時期、どのように起こるかなど、確実にわかることなどありません。裁判官の皆様におかれましては、人間の知、想像力には限界があり、現実には常にそれを超えてくることを謙虚に受け止め、住民の安全が最優先にされているかを判断の基軸としてくださいますようお願いいたします。

どうか、三権分立における司法の責任を果たし、将来世代に誇れる公正な判決をお願いいたします。

- <対象事件> 平成28年(行ウ)第49号、同第134号、同第157号 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件  
 令和4年(行ウ)第48号 高浜原子力発電所1号機及び2号機設置変更許可処分取消請求事件  
 令和4年(行ウ)第50号 高浜原子力発電所1号機及び2号機保安規定変更認可処分無効確認請求事件  
 平成28年(行ウ)第161号、平成29年(行ウ)第43号 美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件  
 令和4年(行ウ)第35号 美浜原子力発電所3号機保安規定変更認可処分無効確認請求事件  
 令和4年(行ウ)第49号 美浜原子力発電所3号機設置変更許可処分取消請求事件

| お名前 | ご住所        |
|-----|------------|
|     | 都 道<br>府 県 |
|     | 都 道<br>府 県 |
|     | 都 道<br>府 県 |
|     | 都 道<br>府 県 |
|     | 都 道<br>府 県 |

集約日:2024年10月31日

|       |
|-------|
| 取扱い団体 |
|-------|

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

住所:〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-18-22

三博ビル 5 階 名古屋第一法律事務所気付

電話:080-9495-9414

E-MAIL:toold40citizens@gmail.com